

# 消費税及び地方消費税の 申告書（簡易課税用）の書き方

法人用

税務署

- この「書き方」は令和元年9月30日までに終了する課税期間を対象とし、「消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）」と、これに添付する「付表5 控除対象仕入税額の計算表」について、法人向けに一般的な事項を説明します。
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用して消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
  - ※ 簡易課税制度を選択していない法人又は簡易課税制度を選択していても基準期間(前々事業年度)の課税売上高が5,000万円を超える法人は簡易課税制度を適用して申告を行うことはできませんので、「法人用消費税及び地方消費税の申告書(一般用)の書き方」をご利用ください。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
  - ※ 国税庁では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください(国税庁ホームページアドレスは[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))。

令和元年10月1日～

- 消費税の軽減税率制度の実施について  
消費税の軽減税率制度が令和元年10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されます。
  - 1 消費税率等
    - ① 標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)
    - ② 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
  - 2 軽減税率の対象品目
    - ① 酒類・外食を除く飲食料品、② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関する一般のご質問やご相談は、以下で受け付けております。  
消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)  
専用ダイヤル 0120-205-553(又は0570-030-456(有料)) 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

令和2年4月1日～

- 大法人のe-Taxの義務化が始まります!  
平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類(消費税等の申告の場合は、「付表5 控除対象仕入税額の計算表」など)を含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。
  - 1 対象税目・手続は?  
法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出
  - 2 大法人とは?

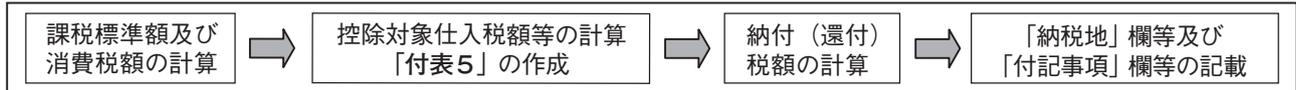
法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体
- e-Taxの利用について  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。  
なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる大法人以外の方もe-Taxをぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

〈令和元年5月作成〉

## 《申告書の作成手順》

申告書の作成は、次の手順で行います。



(注) 経過措置により旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合は、付表5ではなく、付表4及び付表5-2を使用することとなります。これらの付表は税務署の窓口へ備え付けてあります。また、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からもダウンロードできます。

旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合の申告書の作成手順については、パンフレット「法人用消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方＜平成26年4月作成＞」を参考にしてください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

- ❖ 作成した申告書は提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。  
ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。  
※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。
- ❖ 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。  
また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。
  - ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
  - ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。
- ❖ **申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。**  
また、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。  
なお、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

## I 課税売上等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

また、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

次に、課税売上高を第一種事業から第六種事業の種類ごとに区分します。

### 簡易課税制度の事業区分について

- 1 簡易課税制度では、事業区分によって、みなし仕入率が異なりますから、控除対象仕入税額を計算するためには、課税売上高を、第一種事業から第六種事業のいずれかの事業に該当するか区分しておく必要があります。なお、**事業区分は、取引（課税資産の譲渡等）ごとに行います。**
- 2 第一種事業から第六種事業についての具体的な区分方法としては次のような方法があります。
  - (1) 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
  - (2) 納品書、請求書、売上傳票、レジペーパーなどに事業の種類が分かるように売上げ内容を記載（客観的に区分できる程度の記号や番号の記載でも差し支えありません。）しておき、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
  - (3) いくつかの事業場を持っていて、それぞれ1種類の事業だけを行っている場合、それぞれの事業場ごとの課税売上高を基礎として、事業の種類ごとに課税売上高を計算する方法
- 3 **事業区分をしていない場合、その区分していない課税売上げについては、区分していない事業のうち、みなし仕入率が最も低い事業に係る課税売上げとして計算することとなります。**
- 4 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率については、パンフレット「消費税のあらまし」をご参照ください。  
また、国税庁ホームページでは、簡易課税制度に関する質疑応答事例も掲載しておりますので、ご参照ください。
  - 軽減税率制度の実施による農業及び林業並びに漁業のみなし仕入率の見直し  
軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から「農業・林業・漁業」のうち「飲料品の譲渡」に係る事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直しされ、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げられます。  
なお、この改正は、**令和元年10月1日以後**に行う取引から適用されます。

- 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止  
長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等を行った場合における資産の譲渡等の時期の特例については、平成30年4月1日以後終了する課税期間から廃止されました。  
なお、経過措置により、平成30年4月1日前に長期割賦販売等を行った事業者（注1）は、令和5年3月31日まで開始する各事業年度（経過措置課税期間）について、延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができます（注2）。  
(注) 1 平成30年4月1日前に長期割賦販売等に係る契約をしている場合は、当該長期割賦販売等に係る資産の譲渡等が同日以後であったとしても、当該経過措置の対象となります。  
2 経過措置課税期間後に賦払金の残額がある場合は、賦払金残額を一括して課税売上に計上するなど所要の措置が講じられています。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである 9 月決算法人を例に記載方法を説明します。

## 設 例

(株)国税商事の当課税期間（平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%又は4%）が適用された取引はありません。

1	課税期間中の売上高	(単位：円)
(1)	課税売上高(税込み)	45,300,000
	うち 第二種事業	41,200,000
	うち 第五種事業	4,100,000
(2)	免税売上高	1,000,000
2	売上対価の返還等の金額(課税売上げに係るもの(税込み))	1,240,000
	うち 第二種事業	1,140,000
	うち 第五種事業	100,000
3	貸倒処理した金額(税込み)	560,000

## II 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

### ■ 1 「課税標準額①」欄

課税売上高(税込み)に  $\frac{100}{108}$  を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。  
 $45,300,000 \text{ 円(課税売上高(税込み))} \times \frac{100}{108} = 41,944,444 \text{ 円} \rightarrow 41,944,000 \text{ 円(千円未満切捨て)}$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税標準額を計算します。

### ■ 2 「消費税額②」欄

1 で算出した課税標準額に 6.3% を掛けて消費税額を計算します。

$41,944,000 \text{ 円(課税標準額)} \times 6.3\% = 2,642,472 \text{ 円}$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

#### ① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の 1 円未満の端数を処理した後の金額を明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年財務省令第 92 号）（以下「平成 15 年改正省令」といいます。）附則第 2 条第 3 項の方法）を適用する場合は、税込価格を合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額を控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額の累計額に  $\frac{6.3}{8}$  を掛けて計算します。

#### ② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成 15 年改正省令附則第 2 条第 2 項の方法（旧規則第 22 条第 1 項））を適用する場合は、本体価格を合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額の累計額に  $\frac{6.3}{8}$  を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成 26 年 4 月 1 日以後に行った課税資産の譲渡等から旧規則第 22 条第 1 項の規定を適用することができます。また、同日以後は消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項《総額表示義務に関する消費税法の特例》の規定の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして②の経過措置が適用されます。

### ■ 3 「貸倒回収に係る消費税額③」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合に、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

### ■ 4 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

$1,240,000 \text{ 円(売上対価の返還等の金額(税込み))} \times \frac{6.3}{108} = 72,333 \text{ 円(1円未満切捨て)}$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

## ■ 5 「控除対象仕入税額④」欄

この欄は付表5から転記しますので、ここで**付表5**を作成します。

### ◆「付表5」の作成

#### (1) 「課税標準額に対する消費税額①」欄

申告書の「消費税額②」欄の金額2,642,472円を記載します。

#### (2) 「貸倒回収に係る消費税額②」欄

申告書の「貸倒回収に係る消費税額③」欄の金額を記載します。

#### (3) 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

申告書の「返還等対価に係る税額⑤」欄の金額72,333円を記載します。

#### (4) 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

上記(1)～(3)までの金額を表示の計算式により計算した金額を記載します。

$$\text{①} + \text{②} - \text{③} = 2,642,472\text{円} + 0\text{円} - 72,333\text{円} = 2,570,139\text{円}$$

#### (5) 「1種類の事業のみを営む事業者の場合 [控除対象仕入税額] ⑤」欄

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算します。

#### (6) 「2種類以上の事業を営む事業者の場合」欄

イ 「事業区分別の課税売上高（税抜き）⑥～⑫」欄

第一種事業から第六種事業に区分して計算します。

##### (イ) 「事業区分別の合計額⑥」欄

$$45,300,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 1,240,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 40,796,296\text{円}$$

##### (ロ) 「第二種事業⑧」欄

$$41,200,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 1,140,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 37,092,593\text{円}$$

$$\text{(売上割合)} = \frac{\text{第二種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高(合計)}} = \frac{37,092,593\text{円}}{40,796,296\text{円}} = 90.921\cdots\% \geq 75\%$$

##### (ハ) 「第五種事業⑪」欄

$$4,100,000\text{円} \times \frac{100}{108} - 100,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 3,703,704\text{円}$$

$$\text{(売上割合)} = \frac{\text{第五種事業の課税売上高}}{\text{課税売上高(合計)}} = \frac{3,703,704\text{円}}{40,796,296\text{円}} = 9.078\cdots\% < 75\%$$

ロ 「左の課税売上高に係る消費税額⑬～⑲」欄

##### (イ) 「第二種事業⑮」欄

$$41,200,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} - 1,140,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 2,336,834\text{円}$$

##### (ロ) 「第五種事業⑱」欄

$$4,100,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} - 100,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 233,333\text{円}$$

##### (ハ) 「事業区分別の合計額⑬」欄

$$\text{(イ)} + \text{(ロ)} = 2,336,834\text{円} + 233,333\text{円} = 2,570,167\text{円}$$

ハ 「控除対象仕入税額の計算式区分⑳～㉓」欄における特例計算の判定及び控除対象仕入税額の計算

「原則計算を適用する場合」又は「特例計算を適用する場合」の該当する欄に計算結果を記載します。

##### (イ) 「原則計算を適用する場合㉑」欄

$$2,570,139\text{円(付表5の④欄)} \times \frac{2,336,834\text{円} \times 80\% + 233,333\text{円} \times 50\%}{2,570,167\text{円}} = 1,986,111\text{円}$$

(ロ) 「1種類の事業で75%以上②」欄

設例の場合、第二種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めますから、控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率(80%)を適用することができます。

$$2,570,139 \text{円(付表5の④欄)} \times 80\% = 2,056,111 \text{円}$$

二 「控除対象仕入税額⑦」欄

上記ハ(イ)又は(ロ)のいずれかから選択した金額を記載します。

設例の場合には(ロ)を選択します。→ 2,056,111円

付表5の作成が終わったら、次のとおり申告書に必要な項目を転記し、申告書の残りの項目の計算に戻ります。

転記元項目	転記先項目
付表5の⑤又は⑦欄の金額	申告書の④欄
付表5の⑦～⑫欄の金額等	申告書の「事業区分」欄(千円未満四捨五入)

■ 6 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合には、その貸倒れに係る税額を計算します。

$$560,000 \text{円(貸倒金額)} \times \frac{6.3}{108} = 32,666 \text{円(1円未満切捨て)}$$

■ 7 「差引税額⑨」欄又は「控除不足還付税額⑧」欄

表示の計算式により消費税の差引税額又は控除不足還付税額を計算します。

■ 8 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額<sup>(注)</sup>を記載します。

(注)1 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

2 税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

■ 9 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

■ 10 「この課税期間の課税売上高⑬」欄

課税売上高(税抜き)から、課税売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

$$45,300,000 \text{円} \times \frac{100}{108} - 1,240,000 \text{円} \times \frac{100}{108} + 1,000,000 \text{円} = 41,796,296 \text{円}$$

■ 11 「基準期間の課税売上高⑭」欄

この申告に係る課税期間の基準期間(前々事業年度)における課税売上高(税抜き)から、課税売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

### III 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

■ 1 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑮」欄又は「控除不足還付税額⑰」欄  
申告書「差引税額⑨」欄の金額又は「控除不足還付税額⑧」欄の金額を転記します。

■ 2 「譲渡割額・納税額⑱」欄又は「還付額⑲」欄

申告書「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑮」欄又は「控除不足還付税額⑰」欄の金額に $\frac{17}{63}$ を乗じて計算します。

■ 3 「中間納付譲渡割額⑳」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額<sup>(注)</sup>を記載します。

- (注)1 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。
- 2 税務署から送付した申告書の「中間納付税額⑩」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されません。

- 4 「納付譲渡割額⑫」欄又は「中間納付還付譲渡割額⑬」欄  
表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。
- 5 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑮」欄  
(⑪+⑫) - (⑧+⑬+⑭+⑮) の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください。）。

#### IV 「納税地」欄等の記載

- 1 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。ただし、本店等の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。
- 2 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合は、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。
- 3 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。
- 4 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。
- 5 「自<sup>平成</sup>年月日 至<sup>令和</sup>年月日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。  
(注) 元号欄について、「平成」又は「令和」を○印で囲んでください。なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。
- 6 「課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書」欄の( )には「確定」と記載します。なお、仮決算による中間申告の場合は「中間」と記載します。

#### V 「付記事項」欄等の記載

- 1 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる事項を記載するか又は該当する箇所に○印を付してください。  
「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年財務省令第92号附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください（3ページ点線枠内参照）。
- 2 「①及び②の内訳」欄には、「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等に係る課税標準額及び消費税額を、それぞれの区分に応じた欄に記載してください。
- 3 「⑦又は⑧の内訳」欄には、地方消費税の課税標準となる消費税額を「4%分」又は「6.3%分」の区分に応じた欄に記載してください。
- 4 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑮」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。
- 5 「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

#### VI 「翌年以降送付不要」欄の記載

「翌年以降送付不要」欄（申告書用紙右上）は、市販の会計ソフトウェアを使用していること等により、翌年以降、税務署からの申告書用紙の送付を不要とする場合に○印を付してください。

❗ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中に丁寧に記入してください。

(記入例) ○良い例

×悪い例



○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



令和元年11月29日 神田 税務署長殿

納税地 千代田区神田錦町 ○-○  
(電話番号 03 - 0000 - 0000 )

(フリガナ) カブシキガイシャ コクゼイショウジ

法人名 株式会社 国税商事

法人番号 1234000000000000

(フリガナ) コクゼイ カズオ

代表者氏名 国税 一夫

一連番号

翌年以降送付不要

※ 所管 要否 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

年 月 日

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

簡 法人用

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自 平成 30 年 10 月 1 日  
令和 30 年 10 月 1 日

至 平成 1 年 9 月 30 日  
令和 1 年 9 月 30 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①						4	1	9	4	4	0	0	0	0	03
消費税額	②						2	6	4	2	4	7	2			06
貸倒回収に係る消費税額	③															07
控除税額	控除対象仕入税額	④					2	0	5	6	1	1	1			08
	返還等対価に係る税額	⑤								7	2	3	3			09
	貸倒れに係る税額	⑥								3	2	6	6			10
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦					2	1	6	1	1	1	0			
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧														13
	差引税額(②+③-⑦)	⑨					4	8	1	3	0	0				15
	中間納付税額	⑩													0	0
	納付税額(⑨-⑩)	⑪					4	8	1	3	0	0				17
	中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫													0	0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬														19
	差引納付税額	⑭													0	0
	この課税期間の課税売上高	⑮					4	1	7	9	6	2	9	6		21
	基準期間の課税売上高	⑯					4	0	2	3	2	3	5	3		
この申告書による地方消費税の税額の計算																
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰														51
	差引税額	⑱					4	8	1	3	0	0				52
譲渡割額	還付額	⑲														53
	納税額	⑳					1	2	9	8	0	0				54
	中間納付譲渡割額	㉑													0	0
	納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒					1	2	9	8	0	0				56
	中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)	㉓													0	0
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉔														58
	差引納付額	㉕													0	0
	消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖					6	1	1	1	0	0				60

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	33
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35
参 考 区 分	区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%			
	第1種			36
	第2種	37,093	90.9	37
	第3種			38
	第4種			39
	第5種	3,704	9.0	42
第6種			43	
特例計算適用(令57③)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	40
①及び②の内訳	区分 課税標準額			
	3%分	千円		円
	4%分	千円		円
	6.3%分	41,944千円	2,642,472	円
①又は②の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額			
	4%分			円
	6.3%分		481,300	円
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 出張所 本所・支所			
	金庫・組合 農協・漁協			
預金口座番号				
ゆうちょ銀行の貯金記号番号				
郵便局名等				
※税務署整理欄				
税理士 署名押印 (電話番号 - - )				
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有			
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有			

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

		課税期間	30・10・1～1・9・30	氏名又は名称	株式会社 国税商事	
項 目		金 額				
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）		①	2,642,472 円			
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）		②				
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）		③	72,333			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）		④	2,570,139			
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）		⑤	※申告書④欄へ			
2種類以上の事業を営む事業者の場合	区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額		
	事業区分別の合計額	⑥	40,796,296 円	売上割合 ⑬	2,570,167 円	
	第一種事業（卸売業）	⑦	※申告書「事業区分」欄へ	% ⑭		
	第二種事業（小売業）	⑧	※ " 37,092,593	90.9 ⑮	2,336,834	
	第三種事業（製造業等）	⑨	※ "		⑯	
	第四種事業（その他）	⑩	※ "		⑰	
	第五種事業（サービス業等）	⑪	※ " 3,703,704	9.0 ⑱	233,333	
	第六種事業（不動産業）	⑫	※ "		⑲	
	控除対象仕入税額の計算式区分				算 出 額	
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率〔(⑭×90%+⑮×80%+⑯×70%+⑰×60%+⑱×50%+⑲×40%) / ⑬〕		⑳	1,986,111 円		
	特例計算を適用する場合	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥・⑫/⑥) ≥ 75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）		㉑	2,056,111	
		2種類以上の事業で75%以上	(⑦+⑧) / ⑥ ≥ 75%	④× [(⑭×90% + (⑬-⑭) × 80%) / ⑬]	㉒	
			(⑦+⑨) / ⑥ ≥ 75%	④× [(⑭×90% + (⑬-⑭) × 70%) / ⑬]	㉓	
(⑦+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑭×90% + (⑬-⑭) × 60%) / ⑬]	㉔		
(⑦+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑭×90% + (⑬-⑭) × 50%) / ⑬]	㉕		
(⑦+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑭×90% + (⑬-⑭) × 40%) / ⑬]	㉖		
(⑧+⑨) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑮×80% + (⑬-⑮) × 70%) / ⑬]	㉗		
(⑧+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑮×80% + (⑬-⑮) × 60%) / ⑬]	㉘		
(⑧+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑮×80% + (⑬-⑮) × 50%) / ⑬]	㉙		
(⑧+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑮×80% + (⑬-⑮) × 40%) / ⑬]	㉚		
(⑨+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑯×70% + (⑬-⑯) × 60%) / ⑬]	㉛		
(⑨+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④× [(⑯×70% + (⑬-⑯) × 50%) / ⑬]	㉜		
(⑨+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④× [(⑯×70% + (⑬-⑯) × 40%) / ⑬]	㉝				
(⑩+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④× [(⑰×60% + (⑬-⑰) × 50%) / ⑬]	㉞				
(⑩+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④× [(⑰×60% + (⑬-⑰) × 40%) / ⑬]	㉟				
(⑪+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④× [(⑱×50% + (⑬-⑱) × 40%) / ⑬]	㊱				
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による㉑～㊱の内から選択した金額)		㊲	※申告書④欄へ 2,056,111			

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

注意2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

(H27.4.1以後開始課税期間用)